

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（4件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 川口<sup>かわぐち</sup> 勇氣<sup>ゆうき</sup>
- (2) 学 校 名 東京都練馬区立光が丘四季の香小学校
- (3) 職 名 教 諭
- (4) 年 齢 30歳
- (5) 性 別 男

##### 2 処分の程度

懲戒免職

##### 3 発令年月日

令和6年6月24日

##### 4 処分理由

令和5年11月6日、駅構内において、女性のスカートの中の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にしたスマートフォンを、同スカート内に差し向けるなどした。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

懲戒免職

##### 3 発令年月日

令和6年6月24日

#### 4 処分理由

令和5年11月頃から令和6年1月頃までの間に、自宅において、勤務校生徒と性行為を行った。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

### III

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主 任
- (3) 年 齢 52歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

停職3月

#### 3 発令年月日

令和6年6月24日

#### 4 処分理由

平成30年10月26日から令和3年3月31日までの間に、当時勤務校において、学校徴収金に係る事務処理を適切に行わず、同校生徒の学校徴収金等について計217,333円の未返金を生じさせるとともに、計1,866円の未納を生じさせるなどした。

また、同年11月17日、当時勤務校経営企画室において、育児休業に係る事務処理を適切に行わなかったことにより、同校教諭に対して、同月分から令和4年3月分までの給与計1,510,424円の過誤払いが生じる事態を招くとともに、同月28日、金融機関において、同1,510,424円を、事故者の所持金で立て替えて返納するなどした。

### IV

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 36歳
- (4) 性 別 女

#### 2 処分の程度

戒告

#### 3 発令年月日

令和6年6月24日

#### 4 処分理由

令和5年7月20日、勤務校において、男子生徒に対して、1学期の成績について指導した際、右足の指の裏で、同生徒の胸部から腹部にかけての部分を防具の上から1回蹴るとともに、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

#### 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

##### 【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no\\_sexual\\_violence.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html)

